

名護市放課後児童健全育成運営事業者
募集要項（屋部地区学童クラブ）

令和8年2月
名護市（子育て支援課）

(募集要項)

目 次

1	目的.....	- 1 -
2	対象地域及び概要.....	- 1 -
	(1) 対象地域.....	- 1 -
	(2) 募集クラブ数及び募集支援単位.....	- 1 -
	(3) 施設.....	- 1 -
	(4) 開所日・開所時間.....	- 1 -
	(5) 開設時期.....	- 1 -
	(6) 利用料.....	- 1 -
3	応募資格要件.....	- 2 -
4	法令等の遵守.....	- 2 -
5	業務の一括委託の禁止.....	- 2 -
6	運営補助金.....	- 2 -
	(1) 名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付..	- 2 -
	(2) 補助事業の遂行、報告等.....	- 3 -
	(3) 概算払い.....	- 3 -
	(4) 実地調査について.....	- 3 -
	(5) その他.....	- 3 -
7	申請手続.....	- 3 -
	(1) 申請書類.....	- 3 -
	(2) 書類の提出に係る注意事項.....	- 5 -
	(3) 提出方法、提出場所及び受付期間.....	- 6 -
	(4) 質問事項の受付.....	- 6 -
	(5) 留意事項.....	- 6 -
8	運営事業者の決定.....	- 7 -
	(1) 運営事業者の決定方法.....	- 7 -
	(2) 運営事業候補者の選定及び決定.....	- 7 -
9	その他.....	- 8 -
10	運営開始後における注意事項.....	- 8 -
	(1) 事業の継続が困難になるおそれがある場合の措置.....	- 8 -
	(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等.....	- 9 -
11	スケジュール.....	- 9 -
12	問い合わせ先.....	- 9 -

名護市放課後児童健全育成運営事業者募集要項

1 目的

この募集要項は、令和8年度又は令和9年度当初から屋部小学校・安和小学校の児童を対象とした、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を運営する事業者の募集に関して必要な事項を定めるものです。

2 対象地域及び概要

(1) 対象地域

屋部小学校・安和小学校

ただし、どちらかの小学校のみの児童を対象とすることはできません。必ず両方の小学校の児童の受入をお願いします。

(2) 募集クラブ数及び募集支援単位

1クラブ・1支援単位（※）

※ 支援単位とは児童の集団の規模のことをいい、1支援単位おおむね40名とします。

(3) 施設

運営事業者自ら施設（利用者用の駐車場が確保されていること）を確保してください。また、施設に関しては、名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、消防法等で定める基準に適合する必要があります。

(4) 開所日・開所時間

ア 開所日は、次のとおりとします。

原則として、開所日は、1年につき250日以上とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して定めてください。

イ 開所時間の最低基準は、次のとおりとします。

小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

(5) 開設時期

本募集に伴う事業の開設時期については、令和9年度当初（令和9年4月1日）までの開設を必須とします。ただし、令和8年度中（中途開設を含む。）に開設可能な場合は、加点対象します。

(6) 利用料

本市の放課後児童健全育成事業者の平均の月額利用料（おやつ代等の実費負担分含む。）は、令和6年度実績で9,040円（※）となっています。また、沖縄県全体の平均の月額利用料は、令和6年度実績で9,338円となっています。これら現状を踏まえた、利用料の設定を行ってください。

※ 名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく、放課後児童クラブ運営支援事業又は民間施設利用放課後児童クラブ環境改善支援事業による、いわゆる家賃補助事業の導入後における月額利用料

3 応募資格要件

次の各号の全てに該当する法人その他の団体（以下「団体」という。）である必要があります。

- (1) 安全円滑に放課後児童健全育成事業を実施できる団体であること。
- (2) 団体であって、当該団体又はその代表者が次の事項に該当しないものであること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - イ 国税及び地方税を滞納している者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等の手続中である者
- (3) 放課後児童支援員資格を有する者が2人以上いること。
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者であって、かつ、事業を開始するまでに必要な教材や消耗品等を購入する資金を有し、毎年度の運営費に関し、市から放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能であること。

4 法令等の遵守

学童クラブの管理運営に当たっては、本募集要項のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 児童福祉法
- (3) 放課後児童クラブ運営指針
- (4) 名護市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 名護市放課後児童健全育成事業実施要綱
- (6) 名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
- (7) その他関係法令

5 業務の一括委託の禁止

運営事業者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、清掃、警備等の業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りでない。

6 運営補助金

(1) 名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付

運営開始後の運営に要する経費は、名護市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、事業を実施していると市長が認める場合において、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

なお、本市の当該補助金にかかる対象事業は、次のとおりとします。

- ア 放課後児童健全育成事業
- イ 放課後児童クラブ環境改善事業
- ウ 障害児受入推進事業

- エ 放課後児童クラブ運営支援事業
- オ 放課後児童クラブ送迎支援事業
- カ 放課後児童支援員等処遇改善等事業
- キ 障害児受入強化推進事業
- ク 小規模放課後児童クラブ支援事業
- ケ ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業
- コ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
- サ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
- シ 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
- ス 民間施設利用放課後児童クラブ環境改善支援事業

(2) 補助事業の遂行、報告等

名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請から実績報告等に係る一連の手続を毎年度必要とします。

(3) 概算払い

名護市補助金等の交付に関する規則及び名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、補助金に関しては、年3回概算払いを行い、実績報告に基づき精算を行います。

(参考) 概算払時期の目安

- 1回目：例年5月（又は6月）
- 2回目：例年7月
- 3回目：例年12月

精算：実績報告書提出後（翌年4月又は5月）

(4) 実地調査について

市は必要に応じて、労務管理、施設、各種帳簿等の現地調査を行うことがあります。

(5) その他

事業者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することは財産処分にあたります。財産処分を行う場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づいて、事前の承認が必要となり、場合によっては、補助金の返還等の条件を付されることがあります。

7 申請手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を受付期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

No.	書類名称	必須の有無 (※)	備考
①	学童クラブ申請書	○	様式第1号
②	誓約書	○	様式第2号
③	団体の概要調書	○	様式第3号
④	団体の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類	△	法人でない場合は、規約

⑤	団体の登記事項証明書及び印鑑証明書	法人	申請日前3か月以内に取得したもの
⑤-2	代表者の身分証明書	法人以外の団体	
⑥	団体の決算関係書類 (事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)	△	過去3か年分 ※3か年の実績がない場合(3か年の運営実績がない団体)は、実績がある年分 ※決算又は新規により実績が全くない団体は、不要
⑦	団体の予算関係書類(事業計画書、収支計画書及び補助金総括表)	○	①収支計画書及び補助金総括表は指定様式(様式第4号) ②事業計画書は、任意様式
⑧	団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの、就業規則及び運営規程又はこれらに準ずる書類)	○	
⑨	法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書	○	過去3か年分 3か月以内のもの
⑩	役員の名簿及び履歴を記載した書類	○	
⑪	事業計画書 (以下の項目について学童クラブの設置目的を効果的に達成し、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。)	○	様式第4号
	1 基本事項	△	・事業実施予定場所の平面図(配置と各部屋面積記載) ・土地全体が確認出来る配置図 ・施設の確保状況がわかる書類(賃貸借契約など)
	2 運営を行うに当たっての基本方針	○	基本方針、コンセプトを記述してください。
	3 サービス等を向上させるための方策	○	具体的なサービス向上及び稼働率の向上、利用者等の要望の把握並びにそれらの実現策などについて提案してください。
	4 管理執行体制	○	人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案

			してください。
	5 個人情報・情報公開の取扱いについての基本方針	○	情報管理体制や基本的な方針について提案してください。
	6 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	○	学童クラブを利用される市民の方々からの苦情や不満、トラブルに対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。
	7 危機管理に対する方針について	○	防犯や防災その他緊急時の対応等への方針について提案してください。
	8 その他の提案	○	学童クラブの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等
	9 自主事業の実施計画書（任意様式）	△	自主興行等の自主事業に関して提案してください。
⑫	近隣住民からの同意書	○	実施予定箇所に隣接する住民が対象

※ 凡例：「○」は必須 「△」は必要に応じて

(2) 書類の提出に係る注意事項

提出部数	正本1部 副本8部（正本の複写したもので可。再複写できるように、ステープル禁止）
ページの振り方	全てのページに連番でページ番号を入れてください。
書類の綴り方	上記(1)の表の申請書類の順に書類を並べ、フラットファイルに綴った上で提出してください。
目録の作成	添付する書類の目録をつけてください。
インデックスの付け方	① 様式ごとに間紙を入れ、間紙にはインデックスを付けてください。 ② インデックスには申請書類の順に①・②・③・・・と名前を付けてください。
フラットファイルの色の統一	フラットファイルの色は全て統一してください。
印刷方法	片面印刷としてください。
作成例	

(3) 提出方法、提出場所及び受付期間

提出方法	持参又は郵送	【持参】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、受付期間内に提出がなければ受け付けません。 ② 土日祝日を除く8:30から17:00までの受付とします。 ※12時から13時を除く。 【郵送】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、受付期間内の必着でなければ受け付けません。 ② 着払い又は料金不足は、受け付けません。 ※メールやFAXでの提出は認めません。
提出場所	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所（3階）こども家庭部子育て支援課子育て支援係 電話0980-53-1212（内線389）	
書類受付期間	【持参】 令和8年2月9日（月）から3月9日（月）まで （土・日・祝祭日を除く。） 8:30から17:00まで（12時から13時を除く） 【郵送】 令和8年2月9日（月）から3月9日（月）午後5時必着	

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

質問受付期間	令和8年2月10日（火）から同月24日（火）まで
受付方法	募集要項の内容等に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メールにて開封確認設定したうえで提出してください。 メールアドレス kosodate04@city.nago.lg.jp
回答	回答は名護市公式ホームページにおいて、次の期間の間に公表しますので確認してください。（質問者が特定される情報は公表しません。） 令和8年2月12日（木）から同月27日（金）までの間 ※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問回答は一切行いません。

(5) 留意事項

ア 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件申請について個人的な接触を禁じます。

ウ 申請内容の変更及び追加の禁止

誤字・脱字等の軽微な修正を除き申請書類提出後の修正・資料の追加は認めません。ただし、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。また、書類の不足に関しては、受付期間までに限り提出を認めます。

エ 虚偽の記載をした場合の取扱

申請書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

オ 申請の辞退

申請受付後に辞退（様式任意）する場合は、辞退届出を提出してください。

カ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

キ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

ク 情報公開

申請の際、提出した関係書類は全て行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、情報公開の対象となることがあります。

プロポーザルの結果（参加事業者名及びプロポーザルの総合評点）は、原則公開します。

ケ 法人税等

団体に係る市民税、運営事業者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、名護市税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

コ 提出した書類に関しては、返却しません。

8 運営事業者の決定

(1) 運営事業者の決定方法

運営事業者は、次号に掲げる選定を経た上で名護市長が決定します。

(2) 運営事業候補者の選定及び決定

ア 選定方法

運営事業者の選定に当たっては、名護市放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて提出された申請書の書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行い、「審査表」に基づき、各委員が採点し、最も高い点数をつけた申請者を運営事業者の候補者（以下「運営事業候補者」という。）として選定します。また、選定委員会の会議は非公開とします。

なお、同点の者があった場合は、別紙「審査得点の合計が同点だった場合」により選考された者を運営事業者候補者とするほか、選定委員会の出席委員の採点合計点数が選定基準（200点×出席員数により算出された点数の6割とする。）未満の申請者は、選外とします。

イ プレゼンテーションの実施の有無

(ア) プレゼンテーションの実施日は、令和8年3月27日（金）とし、実施時間は応募者の状況により確定し、後日御案内します。ただし、天候等の理由により延期せざるを得ない場合は気象状況を確認の上、予備日を決定するものとします。

(イ) プレゼンテーションの所要時間は、次のとおりとなります。

プレゼンテーション 15分

質疑応答 25分

合計 40分

- (ウ) プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、事前に申し出ることにし、使用する電子データとパソコンは持参して下さい。なお、プロジェクター（HDMI）及びスクリーンについては、本市で準備します。ただし、Macの場合は事前の動作確認ができず使用できない場合がありますのでご注意ください。）
- (エ) プレゼンテーションの際におけるパワーポイントによる説明については、申請書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可としますが、限られた時間内でのプレゼンテーションのため、自主事業や実施体制等を中心にアピールしたい点を絞って説明をしてください。

ウ 選定結果のお知らせ

審査・選定の結果は、令和8年4月3日(金)頃までにメール等にて報告を行い、2週間以内を目途に全ての申請者全員に文書で通知します。また、選定結果については、本市のホームページ等で公表します。都合により遅延する場合は、その旨を文書でお知らせします。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起の対象ではありません。

エ 次点候補者の取扱い

審査の結果、第1位となった団体が、運営事業候補者となりますが、第2位となった団体は、次点候補者として扱います。

運営事業候補者が運営事業者として決定される日までに当該候補者としての資格を取り消された場合等は、次点候補者を運営事業候補者として扱います。

オ 運営事業者の決定

運営事業候補者として選定された団体は、市の内部手続を終えた日が正式な決定日となります。そのため、決定日に関しては後日通知によりお知らせします。ただし、当該決定を経るまでの間又は事業開始日までに、運営事業候補者を運営事業者とすることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、運営事業候補者としての資格を取り消すことがあります。また、運営事業者としなかった場合において生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできません。

9 その他

運営事業者が、次に掲げる事項に該当するときは、運営事業者としての決定を取り消し、放課後児童健全育成事業補助金の交付対象事業者としないことがあります。

- (1) 運営事業者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実でないとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。また、その場合における業務開始に係る支出した費用については、一切補償しません。

10 運営開始後における注意事項

(1) 事業の継続が困難になるおそれがある場合の措置

ア 運営事業者は、業務の遂行が困難になるおそれがあるときは、あらかじめ市に報

告を行ってください。

イ 利用している児童への影響が必要最小限となるよう、可能な限りの対応を行ってください。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と運営事業者は誠意をもって協議を行うものとします。

11 スケジュール

公募から運営開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和8年2月9日(月)	募集要項配布・申請受付開始
2月10日(火)	質問受付開始
2月24日(火)	質問事項受付締切
2月12日(木)～2月27日(金)	質問事項に対する回答
3月9日(月)	申請受付締切
3月27日(金)	審査(運営事業者候補の選定)及びプレゼンテーション
3月30日(月)予定	【予備日】審査及びプレゼンテーション
4月3日(金)頃	審査結果報告(申請者へ)
4月3日以降2週間以内を目途	運営事業者の決定通知
運営事業者の進捗状況による	協定書の内容についての協議(事前協議を含む。)
運営事業者の進捗状況による	協定書の締結及び運営事業者による運営の開始

12 問い合わせ先

名護市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係

所在地 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話 0980-53-1212 (内線389)